

令和 7 (2025) 年 8 月 29 日

高根沢町長 神林 秀治 様

高根沢町議会議長 加藤 章

高根沢町地域経営計画 2026（素案）に対する提言について

高根沢町地域経営計画 2026（素案）について、令和 7 年 7 月 14 日・15 日に開催した高根沢町議会地域経営計画審査特別委員会での審査を踏まえ、町に対し次のとおり提言をいたします。

記

■土地利用の見直しについて

国道 408 号宇都宮高根沢バイパスが開通すると、石神地区や宝中・宝下地区は、産業・商業・流通・業務系、また住宅系の土地利用需要が高まることは明らかである。この機を逃さぬよう、当該地区の市街化区域への編入について、県・国などの関係機関との調整を今後進めていくため、地域経営計画 2026 には積極的な文言で記載すべきである。

・p. 20 の市街地ゾーンの記載については、「周辺地区や幹線道路沿道の土地利用の検討を行います。」ではなく、「周辺地区や幹線道路沿道の計画的な市街化整備を図るために土地利用の検討を行います。」とすること。

■学校規模適正化について

市街化調整区域の小学校の児童数の減少に対応すべく、早急に「児童にとって望ましい学びの場」を作る必要がある。学校規模適正化の基本計画が本年度中に策定されるのであれば、その計画が着実に進むよう、地域経営計画 2026 にも盛り込むべきである。

・「政策分野 1 子ども・教育・生涯学習分野」の「基本目標 1－2 「次代を担うこどもたち」を育てる」の中に、小学校の統廃合の計画を具体的に記載すること。

■全体的な表記について

この地域経営計画は、町と町民とが共に進めていく計画である。「町民の皆さんへのお願い」の記載もあることから、より町民が理解しやすい表記とされたい。

- ・固有名詞や専門用語などの町民に分かりにくい文言には、注釈を付すこと。
- ・成果指標については、町民が分かりやすいよう、なるべく具体的なものとすること。
- ・具体的な場所が分かりにくいものについては、図等で示すこと。